
第6回 飯南町議会定例会会議録（第1日）

令和7年12月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和7年12月2日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 決算審査特別委員会付託事項の報告
認定第1号 令和6年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公
営企業会計決算の認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第5 町長提出議案上程
- 日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明
- 日程第7 提案理由の詳細説明（議案第63号～議案第74号）
- 日程第8 質疑
- 日程第9 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 決算審査特別委員会付託事項の報告
認定第1号 令和6年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公
営企業会計決算の認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第5 町長提出議案上程
- 日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明
- 日程第7 提案理由の詳細説明（議案第63号～議案第74号）
- 日程第8 質疑
- 日程第9 委員会付託

出席議員（10名）

1番	早 樋 徹 雄	2番	伊 藤 好 晴
3番	内 藤 眞 一	4番	高 橋 英 次
5番	安 部 誠 也	6番	景 山 登 美 男
7番	安 部 丘	8番	平 石 玲 児
9番	岸 光 研	10番	高 橋 徹

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 渡 邊 信 太 朗

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	永 井 あ け み	防 災 危 機 管 理 室 長	田 村 剛
ま ち づ くり 推 進 課 長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	深 石 尚 志	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
建 設 課 長	森 山 篤	基 幹 支 所 長	渡 邊 博 司
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	高 木 ゆ かり
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回飯南町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、景山登美男議員、7番、安部丘議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月27日、議会運営委員会が開催されております。ここで、議会運営委員会委員長より委員会の報告を求めます。2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 2番。

おはようございます。去る11月27日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたのでご報告いたします。

会期は、本日から12月12日までの11日間といたします。

日程であります。本日、このあと、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行ったあと、委員会付託を行います。

3日および4日は休会とします。5日に本会議を再開し一般質問を行います。6日、7日は休会とします。8日から11日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終日の12日は、午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日12月2日から12日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月2日から12日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。

このうち、10月30日に開催された雲南市・飯南町事務組合議会定例会での概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。提案された議案は全て可決されております。

また、9月定例会以降、全国から4つの議会の行政視察がありました。遠くは北海道留萌地区町村議会議長会など行政視察がありましたが、執行部におかれましては、ご多忙のところていねいにご応いただきまして誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

これらの関係資料につきましては事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

おはようございます。そういたしますと、去る11月26日に執行した例月現金出納検査の報告書を、議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯 監 第 2 9 号

令和 7 年 11 月 26 日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 平 石 怜 児

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和7年10月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

飯南町の令和7年10月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

令和7年10月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますのでご覧いただきたいと思っております。以上で検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 決算審査特別委員会付託事項の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、決算審査特別委員会付託事項の報告についてを議題といたします。委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、安部誠也決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、安部委員長。

○決算審査特別委員会委員長（安部 誠也） 5番。

おはようございます。決算審査報告を行います。

令和7年12月2日

飯南町議会

議長 早樋 徹雄 様

飯南町議会決算審査特別委員会

委員長 安部 誠也

委員会審査報告書

令和7年第5回飯南町議会定例会において本委員会に付託された「令和6年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算」について、審査の結果を報告する。

審査にあたっては、議決された予算が適正、公平かつ効率的に執行されたか、今後改善すべき点はないかなどに主眼を置いて、各会計を担当する課長、職員及び補助金交付団体並びに指定管理団体から事業内容の報告を求めるとともに、現地視察を行い慎重に審査を実施した。

1. 審査の対象

- ・令和6年度飯南町一般会計歳入歳出決算書及び関係書類
- ・令和6年度飯南町国民健康保険事業外2件の特別会計歳入歳出決算書及び関係書類

・令和6年度飯南町病院事業会計、飯南町簡易水道事業会計、飯南町下水道事業会計各決算書及び関係書類

2. 審査期間

令和7年10月14日から11月25日まで、11回にわたり審査した。

3. 審査意見

(総括)

令和6年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額(病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計を除く)は、歳入が92億3千万円、歳出が91億1千4百万円となっている。前年度に比べ歳入は8億6千4百万円(8.6%)、歳出は8億1千7百万円(8.2%)それぞれ減少している。

一般会計では、歳入が84億2千8百万円、歳出が83億2千1百万円で、前年度に比べ歳入は7億9千1百万円(8.6%)、歳出は7億5千4百万円(8.3%)それぞれ減少している。

歳入が減少した主な要因は、地方交付税が過去最多の44億4千9百万円となった一方で、乳用牛生産振興事業(来島牧場)など大型事業の完了に伴い、国県支出金が11億4千6百万円減、さらに財産収入、繰越金等においても減額となったことによるものである。

また歳出の減少は、公債費の高止まりが見込まれるため、繰上げ償還額を含め公債費は3億4千5百万円の増額となったが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業、農林水産費、災害復旧費において大幅な減額となったものである。

財政指標の状況は、経常収支比率が97.1%で前年度より0.5ポイント低下、地方債現在高比率が207.3%で前年度より18.5ポイント減少している。

財政健全化法に定める指標のうち、実質公債費比率は10.4%、将来負担比率は20.7%といずれも早期健全化基準を下回ってはいるが、今後も限られた財源のもとで、的確な予算編成、効率的かつ効果的な予算執行に努め、引き続き財政の健全化に努力されたい。

(町債について)

一般会計における令和6年度末の町債残高は93億8千8百万円であるが、繰上償還を実施したこと、また町債発行額を抑制したことにより、前年度末に比べ4億9千8百万円減少している。

今後も繰上償還を適切な規模で継続して実施するとともに、計画的な事業執行に努められたい。

(不用額について)

一般会計における不用額は、3億5千9百万円となっている。予算の早期執行に努めるとともに、不用額が予想される場合は速やかに予算補正を行うよう対応されたい。

(繰越事業について)

令和6年度の翌年度繰越額は、明許繰越3億5千5百万円となっている。徹底した進捗管

理とともに、適切な業務執行の徹底に努められたい。

(収入未済額について)

一般会計における収入未済額は3千6百万円、前年に比べ2百万円増加となっている。令和6年度は新たに建物売払収入、土地建物貸付収入においても未収額が発生している。速やかに徴収の策を、講じられたい。

(木質バイオマス推進事業について)

飯南町では、木質バイオマスセンターで飯石森林組合に事業運営し、製造されたおが粉で耕畜連携の取り組みにより、地域循環型農業を推進することとなっていたが、当初の目的から外れてしまっている。今後の運営については十分に検討することが必要だ。

(指定管理について)

飯南町観光体験農園（りんご園及びブルーベリー園）及び赤名観光ぼたん園は同一事業者指定管理している。

指定管理者からの聴取によると、りんご園・ブルーベリー園とぼたん園の管理時期が重なっているため、樹木の管理がおろそかになり、収穫に影響が出ている。

この件については、令和3年度決算を審査した決算委員会が指摘し、改善に取り組んだが功を奏していない。

施設管理を充実するとともに、りんご園・ブルーベリー園の収量を確保し、経営を軌道に乗せるためには、例えばりんご園・ブルーベリー園とぼたん園の指定管理を分離するなど、改めて指定管理を再検討する必要がある。

また、入園料と持ち出し料が長年にわたり変更されていない。異常な物価高騰が続く中、適正な料金に見直す必要がある。併せて検討されたい。

(国民健康保険事業会計)

国民健康保険事業基金は、2億2千9百万円余の残高である。近隣自治体と比較しても、本町の事業規模からしても過剰と思われる。事業規模に見合う金額に引き下げる必要がある。適切な金額を設定するとともに、保険料の引き下げなど被保険者の負担軽減を検討されたい。

以上が、令和6年度飯南町一般会計と特別会計の歳入歳出及び病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の決算審査の概要である。

当委員会は、全ての決算を認定すべきものと決した。

.....
以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

これより決算審査特別委員会付託事項の報告について質疑をおこないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は、自席へお帰りください。

これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

認定第1号、令和6年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

日程第5 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、議案第63号から議案第74号までの12議案を一括上程いたします。

日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。おはようございます。

本日、令和7年第6回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、高市内閣の発足についてであります。

国政におきましては、10月21日に自民党の高市早苗総裁が第104代首相に指名され、「高市内閣」が発足したところであります。

この内閣において高市総理は、国民が直面する物価高への対策を最優先に掲げられており、

今回の経済対策の柱として、

- ◆生活の安全保障・物価高への対応
- ◆危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
- ◆防衛力と外交力の強化

これらを重要施策に掲げ、国民の暮らしを守り、強い経済を作るために戦略的な財政出動を行うこととされています。

国内におきましては、人口減少、社会保障、防災・減災等、重要な課題が山積しております。本町のような中山間地域の自治体の声にもしっかりと耳を傾け、国政に活かしていただくよう期待いたします。

次に、物価高騰対策についてであります。

国政におきましては、先月 28 日、補正予算案を閣議決定されました。一般会計の総額は 18.3 兆円に上る経済対策ですが、「生活の安全保障・物価高対策」として 9.8 兆円が計上されており、自治体が自由に使える重点支援地方交付金を拡充し、プレミアム商品券やおこめ券の活用を盛り込むこととされています。

本町におきましては、い〜にゃん PAY を活用した支援策を検討しており、町民の皆様にも速やかに支援が届くよう進めてまいります。

次に、ガソリン税の暫定税率廃止による影響についてであります。

経済対策の一環であるガソリン税の暫定税率廃止につきましては、本町でも地方揮発油譲与税においては、年間数百万円の減収になるものと見込んでいますが、地方揮発油譲与税が減収になる部分は、地方交付税で補填される制度となっていることから、影響は少ないものと考えています。

次に、姉妹都市・友好交流都市との記念行事についてであります。

兵庫県伊丹市と飯南町、伊丹市と長崎県大村市が姉妹都市提携 45 周年を迎え、大村市と飯南町が友好交流都市提携 10 周年を迎えたことから、10 月 18 日、道の駅頓原内の都市交流センターにおいて、3 市町による記念式典を挙行いたしました。

式典には中田慎也 伊丹市長、園田裕史 大村市長をはじめ 3 市町から、議会、行政関係者、姉妹都市協会員など約 50 人にご出席いただき、大村市姉妹都市親善協会、飯南町姉妹都市協会へそれぞれ感謝状が贈られるなど、3 市町の親善と友愛の絆を今後もさらに深めていくことが確認されたところであります。

記念式典後には、本町長谷にお住まいの妹尾なおみさんが代表を務められる「エンジョイ・エンターテイメント En 舞」が安来節や銭太鼓など数々の民謡を披露いただき、会場は拍手の渦に包まれました。

伊丹市及び大村市とは、これまでも様々な事業と一緒に取り組んでまいりましたが、今回の周年行事も一つの通過点であり、今後もお互いの特色を活かし合い、末永く交流を続けて

まいりたいと考えております。

それでは、今年度からスタートしました第3次飯南町総合振興計画の政策分野にもとづき、主要な施策について申し上げます。

最初に、「創造力のある未来の人づくり」子育て・教育・文化についてであります。

はじめに、飯南町教育環境基本計画についてであります。

9月議会定例会において、教育環境基本計画が可決され、成案となりました。

これに伴い、10月下旬に4地区での住民説明会を、先月中旬に中学校区ごとの保護者向け説明会をそれぞれ開催し、計画の内容について意見交換させていただきました。

主な意見としては、「今後の学校再編に向けて十分な説明をしながら進めてほしい」という意見や、「中学校の再編にあたり新設を基本とすることの理由と財政負担への懸念」、また「赤名、来島、頓原小学校について可能な限り存続するとされているが、長期的な小学校の方向性はどうか」などのご意見をいただきました。

今後、これらの意見を集約し、「小中学校再編検討委員会」を設置して関係の皆様と十分な議論を行いながら、具体的な学校再編計画を策定してまいります。

なお、説明会の詳細につきましては、今月の自治区長会を通じて町民の皆様、保護者の皆様に状況報告させていただきたいと考えております。

また、志々小学校につきましては、児童数の減少や校舎の安全性から判断し、頓原小学校との統合に向けた話し合いを進めており、その時期については、学習環境の変化や通学支援体制の整備など様々な準備期間を考慮して、令和9年4月に統合する方向性をお示ししております。

今後、志々地区協議会を設置して、統合に向けた準備や閉校後の地域活性化など、関係の皆様とともに具体的な話し合いを進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

学校の再編につきましては、大変重要な行政課題であり、本町が直面する人口減少や少子化、老朽化した学校施設への対応など、将来を見据えた本町にふさわしい教育環境の実現を目指してまいります。

次に、保育所の今後のあり方に関する検討についてであります。

先月25日に第1回の検討委員会を開催しました。今後、児童数の推移や保育士の確保など、保育所を取り巻く現状や課題を整理し、安心・安全で魅力のある保育環境のあり方を検討していきます。

次に、乳児等通園支援事業についてであります。

来年4月から、全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組を推進するために、国の保育政策として乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」が始まります。保育所等に通っていない6カ月から3歳未満の乳幼児が対象となりますが、月の一定時間の枠の中で、保

護者の就労要件を問わずに保育施設を利用できる制度となっています。

国の定める基準に基づいて、町として運営に関する基準を定める必要がありますので、関係条例の制定について本定例会に提案しております。

次に、滞在型地域交流拠点施設の竣工についてであります。

来島地内へ整備を進めておりました滞在型地域交流拠点施設につきましては、施設の本体が先月5日に完成いたしました。

今月22日に竣工式を行う予定ですが、同日に内覧会を行いますので、町民の皆様にも是非ご覧いただければと思っております。

なお、施設の愛称は「三日市 NODE（ノード）」に決定させていただきました。この愛称は、飯南高校の生徒や教職員から応募いただいた中から選定しましたが、「NODE」という言葉には、「結び目」や「接点」といった意味があります。

新たに完成したこの施設が、高校生と地域住民との「結び目」の役割を果たし、飯南高校の魅力化につながる交流の場となることを期待しております。

来年4月からの運用開始に向けて準備を進めており、関係条例の制定について本定例会に提案しております。

次に、こども広場の整備についてであります。

道の駅頓原に隣接する緑地公園への整備を予定している頓原地区のこども広場につきましては、10月23日に「住みよい地域頓原会議」からの提言を受けました。頓原地区の子ども達からの遊びに関する声など、意見集約されての提言でしたが、設置遊具案とともに、多様な過ごし方ができる場となることが重要との考えも示されました。

貴重な提言をいただいたと感じており、頓原地区には「自然を感じることのできる場」として令和8年度中に整備したいと考えています。今回の提言も参考にしながら、町内外に関わらず、多くの方の憩いの場となるよう整備を進めてまいります。

次に、「誇れる産業と仕事づくり」産業振興についてであります。

はじめに、飯南米の普及啓発についてであります。

本町における今年の米の品質につきましては、高温障害や水不足などの影響もあり心配しましたが、先月末現在の一等米比率は、コシヒカリで92%、もち米93%、酒米85.8%と、良好な結果が出ております。

また、先月開催された、飯南町エコロジー米生産者推進大会では、令和3年から本町で実地研修を行っておられる「東京農工大学大学院」の豊田教授より、土壌調査や収量調査の結果についてご講演をいただきました。これらの研究結果は今後の飯南米づくりにとって貴重なご指導であり、非常に参考となりました。

来年度も本町での実証実験が予定されており、その結果を農家の皆様にフィードバックできるように努めてまいります。

次に、畜産の振興についてであります。

10月10日に開催された「令和7年度島根中央子牛共進会」において、農事組合法人かわしりの愛牛「ゆりな号」が第2区優秀賞首席に選ばれ、さらに出品牛全体でも、各部門の首席牛から選ばれるグランドチャンピオンに輝きました。

これは、平成30年以来、7年ぶりの快挙であり、日々の愛情を込めた飼養管理の結果が高く評価されたことに、私も大変嬉しく、誇りに思っております。

あらためて、農事組合法人かわしりのご功績に敬意を表するとともに、平素から本町の和牛振興にご尽力いただいております飯南町和牛改良組合、JA島根雲南地区本部など関係の皆様、心より感謝申し上げます。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

今年9月、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部が改正され、一定の要件を満たす場合には、市町村長の判断によりクマ等に対応する際の緊急銃猟を実施できることとなりました。

今般、全国各地でクマが人の生活圏域に出没し、人身被害を受ける事例が相次いでおります。本町においても、出没があった際に円滑かつ迅速な対応ができるよう、「飯南町緊急銃猟対応マニュアル」を作成し、先月27日には飯南町猟友会との意見交換を実施したところであります。

今後も関係機関と密接に連携し、適切な判断と安全な対応が可能となる体制整備を進めてまいります。

次に、い〜にゃんPAYについてであります。

電子地域通貨「い〜にゃんPAY」につきましては、令和5年12月からスタートして、2年が経過しました。

これまででも利用促進を図るため、事業主体の飯南町商工会により様々な取組が行われておりますが、今月15日から26日までは、上限2万円をチャージすると最大4千ポイントが付与される「現金チャージポイント還元キャンペーン」が実施されます。

事業開始当初より利用者から食料品・日用品を取り扱う加盟店が少なく利用しにくいとの声がありましたが、来月中旬以降、Aコープが加盟する運びとなり、町内の3店舗で順次「い〜にゃんPAY」の利用が可能となります。これにより、い〜にゃんPAY利用者の利便性が大きく向上するものと喜んでおります。

また、それに伴い、現金チャージ機をAコープ各店舗に設置する際の補助金について、本定例会に補正予算を計上しております。

次に、飯南町交流物産館iまるシェの指定管理についてであります。

三次市内へ設置しておりました「iまるシェ」は、本町の特産品及び地域食材の販路拡大、交流事業の推進並びに観光資源、歴史文化等の情報発信を展開する施設として、平成25年

10月のオープン以来12年を経ております。この「iまるシェ」につきましては、来年3月末をもって町の指定管理を終了することにいたしました。現在、契約条件である原形復旧の範囲の協議を貸主と行っておりますので、復旧内容が決定した際には改めてご報告申し上げます。

オープン当初は産直野菜の出荷物が集まらないなど、売り上げも低迷しておりましたが、平成30年以降は、飲食部門・産直部門とも売り上げが伸びており、飯南町の食材の販路拡大、認知度の向上などにおいて、一定の役割を果たしたものと考えております。

これまで運営を支えていただいた生産者・出荷者の皆様に改めて感謝申し上げます。また、「iまるシェ」の終了により出荷先が減少することから、出荷先が確保できるよう、JAなどと協議を進めてまいります。

次に、琴引フォレストパークスキー場の営業開始についてであります。

今月19日の営業開始に向けて、準備を進めていますが、今シーズンは、新たに自動発券・改札システムを導入しました。これにより、チケットのオンライン販売が可能となり、リフトも自動改札方式となり利便性の向上が図られております。

昨年、一昨年に島根県の支援をいただいて行った大規模改修と合わせ、より快適にスキーやスノーボードを楽しんでいただける環境が整いましたので、多くの方々にご来場いただければと期待しております。

また、町民の皆様への還元としまして、シーズンリフト券を飯南町民特別価格で販売されます。19才以上が通常4万5千円のところを1万円に、小学生から高校生までが通常3万円のところを5千円となっておりますので、是非、ご利用いただければと思います。

次に、「誰もが健やかな暮らしづくり」保健・医療・介護・福祉についてであります。

はじめに、予防接種についてであります。

新型コロナの予防接種につきましては、先月末時点における対象者2,071名中、19%の方が接種され、インフルエンザの予防接種は、先月末時点における対象者4,523名中、27%の方が接種されており、今後の接種予定者を含めると35%の接種率となる見込みであります。

県内のインフルエンザの感染状況につきましては、県より先月26日に流行警報が発表され、その後も患者数の増加が続いている状況にあります。

町民の皆様におかれましては、こまめな手洗い・手指消毒、場面に応じたマスクの着用、こまめな換気など感染対策へのご協力をお願いしますとともに、飯南病院でのインフルエンザの予約受付は今月19日までとしておりますので、接種される場合は早めのご予約をお願いいたします。

次に、民生児童委員・主任児童員の改選についてであります。

任期満了に伴う改選により、今月1日に29名の民生児童委員と4名の主任児童委員を、それぞれ委嘱させていただきました。

この度退任されました14名の委員の皆様におかれましては、これまでのご苦勞に対し、心から敬意を表するとともに、住民の安心な暮らしや心の支えとなっていたいただいたことに、厚くお礼申し上げます。

継続して携わっていただく方、また、新たに就任いただいた方におかれましては、子どもから高齢者まで、住民福祉の向上に力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。

次に、地域ケアフォーラムの開催についてであります。

先月29日、飯南病院と姉妹病院である京丹後市立久美浜病院の職員等15名を迎え、約80名の参加により「飯南町地域ケアフォーラム」を開催いたしました。

フォーラムでは、保健医療福祉関係者による研究発表と「ひと×(かける)地域」をテーマに、「わっしょい!志々会」の取組報告を受けてのグループワークを行いました。

今後も、こうしたフォーラムを通して、新たな視点や学びの機会を設けることにより、地域包括医療ケアの推進に向け努めてまいります。

次に、特別養護老人ホーム(介護事業)統合に向けた支援についてであります。

建設予定地である農地の農業振興地域からの解除手続きにつきましては、先月10日付けで開発許可となりました。

これにより、町が支援する用地買収及び敷地造成工事の仮契約を行いましたので、議会の議決を求めるための議案を、本定例会に提案しております。

次に、病院事業の運営についてであります。

全国的に物価高騰や人件費の増加により病院経営は極めて厳しい状況にあります。

こうした中、飯南病院も加盟する全国自治体病院協議会などの病院6団体および日本医師会などが、今年度補正予算での支援措置や新年度診療報酬改定での対応を国に要望しております。私といたしましても町村会などを通じ、医療現場への支援の必要性を国へ要望して参ったところであります。

こうした働きかけもあり、国においては現在、「医療・介護等支援パッケージ」をはじめとした医療分野への追加的な支援策の検討が進められております。

物価高騰や人件費上昇への対応、地域医療を維持するための各種支援が盛り込まれており、今後の具体化を期待するとともに、こうした国の動向を注視し、必要な対策を適切かつ迅速に講じてまいります。

次に、飯南病院正面玄関周辺の整備についてであります。

主要な工事は完了し、今月1日からは改修後の新たな玄関からの出入りが可能となっております。

なお、工期につきましては、当初先月末としておりましたが、既存部分との接合作業に時間を要しており、工期をわずかに延長いたしました。現在は最終工程に入っており、今月中旬までには全工事が完了する見込みであります。

次に、「安心して暮らせる環境づくり」定住・生活・防災・自然環境についてであります。はじめに、地域おこし協力隊の活動等の拡充についてであります。

今年度から新たな協力隊の受入れとして、9月中旬から地域おこし協力隊インターン「余白 JOURNEY90」の募集を行いました。

この協力隊は、本町での生活を体験いただき、移住・定住につなげていくことを目的として、「地域おこし協力隊インターン」の制度を活用し、任期を最大90日間とした協力隊の受入れとして実施しており、既に1名を来年1月から採用する予定であります。

採用した隊員は、野萱地区でシェアハウスとして改修を進めている移住体験住宅を、来月から生活の拠点として活用いただく予定ですが、改修工事の終了後、速やかに入居いただけるよう、関係条例の改正を本定例会に提案しております。

次に、林野火災への対応についてであります。

2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、総務省消防庁から、林野火災の予防上危険な気象状況になった際に、市町村において林野火災注意報及び林野火災警報を発令し、屋外での火の使用を禁止する旨の条例改正を求められました。

雲南圏域においても、消防庁の求める来年1月からの実施に向け、現在、雲南広域連合において検討がなされているところであります。

年末・年始が近づき、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節を迎えました。今後、消防から出される情報にご留意いただき、適切な火の管理に努めていただきますようお願いいたします。

次に、災害復旧についてであります。

本町におきましては、今年も比較的災害が少ない年ではありましたが、7月及び8月に発生した大雨による災害については、農地災害4件、農業用施設災害1件、河川災害2件の災害査定が終了し、全て国の補助金採択を受けることとなりました。

これらの災害復旧工事費につきましては、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、冬季の安全確保についてであります。今年の冬は例年並みの降雪の長期予報もある中ではありますが、寒波による水道管の凍結や漏水による断水が心配となる時期となり、水道凍結防止の注意喚起や自治区長様を通じて冬期間空き家となる住宅の情報提供などをお願いしてまいります。

除雪につきましては、国や県など関係機関と連携を図りながら、生活道の安全確保に全力を挙げてまいります。

次に、赤名トンネル改修整備についてであります。

赤名トンネル改修整備につきましては、現地調査及び設計の地元説明会を松江国道事務所主催で先月27日に赤名会場で開催され、布野会場については今月4日に開催されます。

町としましても、地元住民の皆様にご理解ご協力をいただけるよう、国との調整を図りながら今後の事業推進に協力をしてまいります。

次に、町道頓原長谷線の道路改良についてであります。

今年8月から全面通行止めにより改良区間の舗装仕上げを実施しており、町民の皆様には、長期間にわたり大変ご迷惑をおかけいたしました。10月末に工事が完了し、先月より規制を解除し通行いただいています。これから冬期間については、昨年と同様に除雪や凍結防止剤散布を徹底し、規制を行わず通行可能といたします。

また、国からの交付金の関係で、車道以外の区画線等の整備が残っていますが、国の補正予算の交付を受け年度内に整備を完了する予定としており、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、水道料金の見直しについてであります。

水道事業で「安全な水を安定供給する」という使命を果たすためには、水道施設の計画的な整備や安定した財源の確保が不可欠であります。近年の材料費やエネルギー価格等の物価上昇により、施設の維持管理費や借入金の返済等に多額の財源が必要となっております。

飯南町発足以来、水道料金は一度も改正せずに今日まで経営を行ってまいりましたが、このままでは今後の収支が悪化する見込みであることから、先月、水道使用料検討会議を設置し、水道料金見直しの検討をスタートいたしました。年度内には、見直し料金に関する報告を受けることとしております。

今後、料金改定を行う際には、水道利用者にご理解いただけるよう努めてまいります。

次に、「協働で進めるまちづくり」自治・行政運営についてであります。

はじめに、功労者表彰についてであります。

先月3日に「飯南町功労者表彰式」を挙行し、飯南町議会議員としてご活躍いただいた熊谷兼樹（くまがいかねき）さん、飯南町選挙管理委員会委員として選挙運営に貢献いただいた景山武（かげやまたけし）さん、身体障害者相談員として社会福祉の向上に貢献いただいた信高正美（のぶたかまさみ）さん、飯南町ゲートボール協会事務局として長年ご活躍いただいた安部榮範（あべかずのり）さんを、それぞれ「飯南町功労者」として表彰いたしました。

受賞された皆様のご功労にあらためて深く感謝申し上げるとともに、今後、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、CATV 等による町政座談会の実施についてであります。

今年度は、教育環境基本計画の住民説明会を開催したことから、町民の皆様のご負担も考慮し、町政座談会をCATV による放送とYouTube による配信により実施いたしました。

CATV の放送につきましては、先月26日から27日までの2日間に放送し、YouTube による配信につきましては、先月26日以降いつでもご覧いただけるようにしております。

座談会の実施にあたり、事前に 13 件のご意見をいただきました。座談会の放送・配信後も、今月 19 日までご意見・ご質問を受け付けておりますので、町民の皆様から忌憚のないご意見をお待ちしております。

次に、笑顔あふれるまちづくり懇話会についてであります。

まちづくり懇話会につきましては、6 月の自治会文書や、先ほど述べました町政座談会の放送・配信の中でもご案内しておりますが、町民の皆様が希望するテーマに沿って、意見交換させていただくものであります。

今年度の CATV の放送等による町政座談会の実施にあたり、「顔を向けて意見交換したい」とのご意見もいただいております。ご要望がありましたら職員が伺いますので、まちづくり懇話会の活用をお願いいたします。

次に、令和 7 年度一般会計補正予算についてであります。

一般会計の主な歳出につきましては、7 月から 8 月の大雨災害による農地等災害復旧事業に 4 千 8 百万円余、町道等整備事業に 2 千万円、小中学校再編に係る計画策定経費等に 5 百万円余、農地整備事業への負担金として 5 百万円余など、総額 1 億 2 千 4 百万円余の増額補正としたところであります。

今回提案いたします議案等は、条例関係 6 件、財産の取得など議決を要する案件 2 件、令和 7 年度飯南町一般会計補正予算(第 4 号)など、予算関係 4 件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早樋 徹雄) ここで、休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で 10 時 15 分からといたします。

午前 10 時 01 分休憩

午前 10 時 14 分再開

○議長(早樋 徹雄) 本会議を再開いたします。

日程第 7 提案理由の詳細説明

○議長(早樋 徹雄) 日程第 7、提案理由の詳細説明に入ります。

はじめに、議案第 63 号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長(藤原 清伸) 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 63 号について説明します。

飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日 提出。飯南町長。

次のページから 3 ページまで、制定文をつけておりますが、読み上げを省略いたします。

4 ページの説明資料をご覧ください。

1 提案理由です。

飯南町に一定期間滞在し、学習、研修及び交流活動等を行う者を支援する飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置に伴い、必要な事項を定めるものです。

2 条例の概要です。

(1) 施設の名称、位置。2 条関係になりますが、こちらにつきましては、施設の名称を飯南町滞在型地域交流拠点施設。位置につきましては、飯南町野萱 811 番地と定めております。

先ほど、行政報告の中にもありましたが、愛称のほうは「三日市NODE」という名前にさせていただきました。

(2) 使用の許可及び制限。第 4 条、第 5 条であります。施設を使用する場合の許可及び制限について定めております。

(3) 使用料です。第 6 条と別表に定めておりますが、施設を使用する場合の使用料について定めております。

ルームが 1 月当たり 8,000 円、ホールが 1 時間 220 円としております。

5 ページ、6 ページをご覧くださいますと、施設の平面図をつけております。

ルームにつきましては、基本的に 5 ページにありますルーム 3、4、5 と、2 階部分の 6 から 10、こちらを主に使用することとして、8,000 円としております。

基本的に、高校生を主体として使用することを想定しております。一括してですね、飯南高校のほうで徴収しますが、食事につきましては、月根尾寮で提供するということがありますので、飯南町の場合は管理料として 8,000 円だけ徴収するということとしております。

1 階部分にホールがあります。左上の 5 ページ左上になりますが、こちらにつきましては、一般の方も使用することが可能ということにしておりますので、1 時間当たりの料金を定めているというものであります。あと営利目的の場合の加算でありますとか、深夜料金の加算等も定めております。

3 施行期日は、公布の日としております。

説明は以上になります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 64 号、飯南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の制定について、及び議案第 65 号、飯南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。まず、議案第 64 号について説明いたします。

飯南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日 提出。飯南町長。

続きます 1 ページから制定文をつけておりますが、読み上げは省略させていただきます、11 ページになりますが、説明資料をつけておりますのでそちらにて説明をいたします。説明資料 11 ページをご覧ください。

まず、1 の提案理由ですが、令和 8 年度から全国の自治体で実施されます乳児等通園支援事業では、基本的に生後 6 ヶ月から満 3 歳未満の保育所に通っていないお子さんを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟にお子さんを保育所に預けることができることとなります。

この条例では、事業を事業者が実施するために、児童福祉法の定めに従い、国の定める基準をもとに、設備や運営に関する基準を定めるものとなっております。

2 の条例の概要。

(1) 総則ですが、条例の趣旨をはじめとしまして、事業者としての一般原則、お子さんの安全確保を図るための安全計画の策定や虐待の防止、衛生管理や保護者等からの苦情対応について定めています。

(2) 乳児等通園支援事業の区分となりますが、この事業では、事業形態として、一般型と余裕活用に区分されます。

その説明となりますが、アの一般型では、今ある保育所等の施設における利用定員とは別に定員を設け、専任の職員を配置して実施するものとなります。

イの余裕活用に型では、今ある保育所等の施設における利用定員に余裕がある場合に、その範囲内で実施するものとなります。

(3) の一般型乳児等通園支援事業の基準ですが、アは事業を実施する部屋の面積につきまして、お子さんの年齢によって基準を定めるものとなります。

また、イでは、同様に年齢によりまして、保育士等の職員配置基準を定めるものとなります。

続く 12 ページをお願いいたします。

(4) の余裕活用に型乳児等通園支援事業の基準ですが、こちらについては、保育所等の各施

設に係る設備及び運営に関する基準によるものとなります。

3の施行期日ですが、令和8年4月1日としております。議案第64号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第65号について説明いたします。

飯南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日 提出。飯南町長。

続く1ページから制定文をつけておりますが、13ページからの説明資料にて説明させていただきたいと思っております。13ページをご覧ください。

1の提案理由になりますが、令和6年の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による特定乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度という言い方を呼称としてありますけれども、こちらの実施に関しまして、国の財政支援の対象となる保育給付の実施事業者として適当であるかどうかを確認するため、国が定める基準をもとに、実施事業者に対して、運営に関する基準を定めるものとなります。

2の条例の概要。

(1) 利用定員に関する基準の制定ですが、特定乳児等通園支援事業者は、年齢に応じた子どもの利用定員を定めるものとなります。

(2) 運営に関する基準の制定ですが、事業所や職員の対応として、ア、利用の申込みを受けた後、子ども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談を行うこと。

イ、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。

ウ、子どもに体調の急変が生じた場合は、速やかに保護者または医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずること。

エ、事業の運営についての目的及び方針といった事項に関する規定を定めること。

オ、職員は子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

これら、諸々ありますけれども、必要な基準を定めるものとなっております。

3の施行期日ですが、令和8年4月1日としております。

説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第66号、飯南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。議案第 66 号について説明します。

飯南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年飯南町条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日 提出。飯南町長。

1 ページに改正文をつけていますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明します。

はじめに、1 提案理由ですが、地方自治法施行令の改正に伴いまして、引用している施行令の条ずれが生じたため改正を行うものです。

次に、2 改正条例の概要ですが、記載のとおり、引用する条を改正します。

3 施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日としております。これは、まだ現在まで規定をされておられません。

3 ページには新旧対照表をつけておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 67 号、飯南町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 67 号について説明します。

飯南町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例（平成 21 年飯南町条例第 17 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日 提出。飯南町長。

次のページ 1 ページから 2 ページまでは、改め文をつけておりますが、読み上げは省略いたします。3 ページの説明資料、そして 4 ページの平面図もご覧いただきながら、ご説明させていただきます。

1 提案理由です。野萱移住体験住宅の改修に伴い、条例の一部を改正するものです。

2 改正条例の概要です。

(1) 第 3 条の表中の「野萱移住体験住宅 2 号」を「野萱移住体験住宅 1 号室」から「野萱移住体験住宅 5 号室」に改めるものです。

4 ページの平面図をご覧いただきますと、改正前はこの一つの建物が野萱移住体験住宅 2 号として定めておりますが、こちらをシェアハウスとして今改修しておりまして、上が 1 号室、下の左から 2 号室、3 号室、4 号室、5 号室と 5 部屋ですね、部屋を区分けして定めるということとしております。

(2) のほうですが、別表の月額の使用料を 1 戸あたり 1 万 5,000 円から 1 室あたり 2 万円

に改めるものであります。

3の施行期日につきましては、令和8年1月1日としております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第68号、飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第69号、財産（土地）の取得について、議案第70号、令和7年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（1工区）請負契約の締結についての3議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第68号について説明します。

飯南町後期高齢者医療に関する条例（平成19年飯南町条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日 提出。飯南町長。

次のページの改め文の読み上げを省略しまして、2ページの説明資料にて説明します。

1 提案理由です。令和9年度より後期高齢者医療保険において暫定賦課を廃止し、年間保険料を9か月間で支払うことにするため、所要の改正を行うものです。

2 改正条例の概要ですが、暫定賦課、4月から6月の保険料を仮算定し賦課することですが、この暫定賦課の廃止に伴い、当該納期を7月から翌年3月に徴収するように改正するものであり、第4条の改正です。

3 施行期日は、令和9年4月1日です。これは、令和9年1月からの標準システム稼働が影響し、システムに暫定付加機能が盛り込まれないことによるもので、令和8年度は周知期間とし、条例改正は令和7年度中がよいと判断したことから今回提案するものです。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。議案第68号の説明は以上です。

続きまして議案第69号について説明します。

飯南町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年飯南町条例第48号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月2日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。別紙です。

1 取得の内容。土地。

所在地、飯石郡飯南町佐見39番1。地目、田。面積2,050平米。

所在地、飯石郡飯南町佐見40番1。地目、田。面積2,646平米。

所在地、飯石郡飯南町佐見 41 番。地目、田。面積 2,123 平米。

所在地、飯石郡飯南町佐見 43 番 1。地目、田。面積 2,380 平米。

1 取得目的。特別養護老人ホーム建設予定地の整備。

1 取得の方法。随意契約。

1 取得金額。1,195 万 8,700 円。

1 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町□□□□番地。□□□□。

次のページをお願いします。契約の状況書です。

事業名は、令和 7 年度高齢者福祉施設整備事業です。仮契約日は、令和 7 年 11 月 11 日。仮契約金額は、1,195 万 8,700 円。契約の方法は随意契約。所在地は飯石郡飯南町佐見 39 番 1 他 3 筆。購入物件の状況で、ほか 3 筆についてもご確認ください。いずれも地目は田です。地積の合計面積は 9,199 平米です。相手方は□□□□さんです。

下に所在地の位置図の写真を添付しておりますのでご覧ください。議案第 69 号の説明は以上です。

続きまして議案第 70 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、令和 7 年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事(1 工区)を別紙のとおり請負契約したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。別紙です。

1 工事名。令和 7 年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事(1 工区)。

1 契約の方法。指名競争入札。

1 請負金額。5,159 万円。うち消費税相当額 469 万円。

1 契約する相手の住所及び氏名。島根県飯石郡飯南町都加賀 69 番地。株式会社藤原建設、代表取締役 藤原直城。

1 契約の時期。飯南町議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付し、発注者が契約の保証を確認した日を本契約とする。

次のページをお願いします。入札状況書です。

工事名は令和 7 年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事(1 工区)です。

入札の日時は、令和 7 年 11 月 19 日水曜日午前 9 時 7 分です。

落札金額は 4,690 万円で、入札の方法は指名競争入札です。

落札者は、株式会社藤原建設です。

以下に入札の状況を記載しておりますのでご覧ください。落札率につきましては 97.95%で

した。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となっています。

次ページには仮契約書の写しをつけておりますのでご覧ください。議案第70号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第71号、令和7年度飯南町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。議案第71号について説明します。

令和7年度飯南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,473万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,102万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月2日 提出。飯南町長。

2ページ目をご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。補正前の額に3,572万2千円を追加し、41億5,513万8千円。

款、分担金及び負担金。補正前の額に488万3千円を追加し、6,624万7千円。

款、国庫支出金。補正前の額に3,339万8千円を追加し、5億2,272万9千円。

款、県支出金。補正前の額に1,110万3千円を追加し、5億1,673万5千円。

款、繰入金。補正前の額に250万円を追加し、5億9,192万2千円。

款、諸収入。補正前の額に182万9千円を追加し、2億6,755万5千円。

款、町債。補正前の額に3,530万円を追加し、8億3,060万円。

歳入合計。補正前の額に1億2,473万5千円を追加し、80億6,102万5千円。

ページをおめくりください。続いて歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、総務費。補正前の額に1,516万9千円を追加し、15億5,182万円。

款、民生費。補正前の額に1,667万円を追加し、15億8,714万6千円。

款、衛生費。補正前の額に69万9千円を追加し、8億5,089万4千円。

款、農林水産業費。補正前の額に547万3千円を追加し、7億497万5千円。

款、商工費。補正前の額に347万5千円を追加し、3億5,974万9千円。

款、土木費。補正前の額に2,224万7千円を追加し、6億8,019万4千円。

款、消防費。補正前の額に400万2千円を追加し、2億5,125万8千円。

款、教育費。補正前の額に820万円を追加し、5億4,473万6千円。

款、災害復旧費。補正前の額に4,880万円を追加し、5,270万円。次のページ。

歳出合計。補正前の額に1億2,473万5千円を追加し、80億6,102万5千円。

5ページ目です。第2表 繰越明許費補正の追加です。

款、土木費、項、道路橋梁費。事業名、町道新市赤名線整備事業交付金1,000万円は、国の交付金の追加交付により前倒しで事業を実施することから、適正工期を確保するため繰越すもの。

款、教育費、項、教育総務費。事業名、小中学校再編計画策定業務544万5千円は、来年度令和8年度にかけて、小中学校再編計画を策定する見込みのために繰り越すもの。

款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費。事業名、現年補助農地災害復旧事業2,610万円。及び、事業名、現年補助農業用施設災害復旧事業64万円は、適正工期を確保するため繰越すもの。

公共土木施設災害復旧費。事業名、現年補助公共土木施設災害復旧2,130万円につきましても、適正工期を確保するため繰り越すものです。

次のページです。6ページ、第3条 地方債補正。まず追加です。

起債の目的、農林水産施設災害復旧債、限度額1,150万円。これは農地及び農業用施設の災害復旧事業の実施に伴うものです。

続いて変更です。起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業債。変更前限度額に対して20万円減額し、変更後限度額1億4,100万円。これは、過疎債のソフト事業の事業費変更及び国県支出金の増による財源更正に伴うものです。

起債の目的、農業基盤整備事業債。起債前限度額に対し300万円増額し、変更後限度額7,830万。これは農地整備事業の県事業費増額に伴う町負担金の増により増額するものです。

起債の目的、道路事業債。変更前限度額に対し890万円を増額し、変更後限度額1億1,050万円。これは、道路事業整備事業等における国の交付決定により、事業費増額に伴い増額するものです。

補正の目的、義務教育施設整備事業債。変更前限度額に対し450万円増額し、変更後限度額3,080万円。これは補助金の交付決定により、財源更正等により増額するものです。

起債の目的。公共土木施設災害復旧債。変更前限度額に対し760万円増額し、変更後限度額1,050万円。これは公共土木施設の災害復旧事業実施に伴うものです。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

7ページから事項別明細書ですが、1枚めくっていただきまして8ページ、1総括です。歳入は説明を省略し、9ページ、歳出について。歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金4,450万1千円の増。地方債3,530万円の増。その他特定財源921万2千円の増。一般財源3,572万2千円の増です。

続いて、10ページ、2歳入です。概要説明資料は1ページになります。

款、項、目ともに地方交付税。普通交付税を今回の補正の財源としています。

続いて、款、分担金及び負担金、項、分担金、目、農林水産業費分担金は、国の補正予算に伴う県事業費増による地元分担金の増額。

目、災害復旧費分担金は、7月8月の大雨災害による農地及び農業用施設災害の分担金です。

続いて、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、保険料軽減世帯の増減による繰出金額の減額。それから障がい者事業利用者の増減に伴う国庫負担金の増額。被保護者への扶助費の増に伴う生活保護費負担金の増額です。

目、災害復旧費国庫負担金は、7月8月の大雨災害による増額です。

次に、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、戸籍システム改修等に伴う補助金の増額。

目、土木費国庫補助金は、交付決定に伴う増額です。

続いて11ページをお願いします。目、教育費国庫補助金は、交付決定に伴う増減です。

次に、款、県支出金、項、県負担金、目、民生費県負担金は、先ほどの国庫負担金同様に保険料軽減世帯の増減による負担金額の増減。障がい者事業利用者の増減に伴う増減です。

次に、項、県補助金、目、教育費県補助金は、交付決定により増額。

目、災害復旧費県補助金は、7月8月の大雨災害による増額です。

続いて、款、繰入金、項、基金繰入金ですが、い〜にゃんPAY利用促進のための現金チャージ機設置の補助事業に充当するもので、ふるさと応援基金を繰り入れるものです。

次に、款、諸収入、項、雑入、目、弁償金は、県道改良工事に伴う光ケーブル支障移転弁償金の増額です。

続いて、12ページになります。目、雑入は、町内農業者の補助金返還額の増額に伴うものです。

次に、最後、款、項、町債につきましては、先ほど6ページで説明したとおり、今回の補正の各事業に充当する起債になります。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

続きまして、13ページ、3歳出です。概要説明資料は3ページになります。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費は、時間外手当などの職員手当、共済費の増額によるものです。これ以降、款、民生費、款、土木費も同様に人件費にかかる補正額を計上していますが、後ほど給与費明細書で一括説明をしますので、以降の説明を省略させていただきます。

○防災危機管理室長（田村 剛）

目、財産管理費。庁舎経常管理費につきましては、最低賃金の上昇に伴う本庁舎宿日直業務委託料の増額です。

電気通信施設経常管理費につきましては、八神地内の大字獅子地区にある県道佐田八神線の改良工事による光ケーブル支障移転費の増額です。

○基幹支所長（渡邊 博司）

頓原農村環境改善センターみせん経常管理費は、GHPのガス使用料が想定を上回ったことによる光熱費が増えたことによる増額です。

○防災危機管理室長（田村 剛）

目、企画費。CATV事業経常負担金につきましては、人事院勧告による人件費の増に伴う負担金の増額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

広域連合負担金（一般分経常）につきましては、人件費の増、人勧等によります負担金の増です。

続いて、目、地域振興費。定住促進対策事業につきましては、住宅整備助成金の申請が1件あったことに伴う増額です。

続いて、目、自治振興費。自治集会所等建設費補助金につきましては、自治集会所の改修の申請が1件あったため増額したものです。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、項、徴税费、目、賦課徴収費。賦課徴収臨時管理費は、固定資産税の算定に関する土地の評価におきまして、田や畑、山林などの安定しやすい地目もある中、そういった地目に判定されない雑種地、こちらに関する評価基準について、専門的な知見を持つ業者に委託し作成するための増額です。

続いて、項、目とも戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳臨時管理費は、本年8月に戸籍に記載される予定の振り仮名通知を行っておりますが、来年5月26日以降にその通知に対

しての変更届がなかった方への戸籍の記載が必要となります。そのことに対応するためのシステム改修での増額と、住基ネットワークシステムの統合端末の更新に伴う増額です。

○保健福祉課長（安部 農）

予算書 14 ページをお願いします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国保会計繰出金は、保険料軽減世帯の減による繰出金の減と、国保財政安定化支援事業等の確定による繰出金の減。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定による減に伴う減額です。

目、老人福祉費。老人短期入所事業は短期入所利用者の増による増額です。

雲南広域連合経常負担金（介護保険分）は、人件費の増による負担金増に伴う増額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

目、障がい者福祉費。自立支援医療給付費につきましては、助成利用者減による扶助費の減です。

障がい者通院・医療費支給事業は、利用者増による扶助費の増額となります。

説明資料 4 ページです。

障がい児通所支援事業は、利用者増による扶助費の増額になります。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉総務臨時管理費は、令和 6 年度出産子育て応援交付金の給付と令和 6 年度に整備しました飯南町病児病後児保育施設パブリカの整備費等に対する交付金について、実績が確定したことに伴う国及び県への返還金となります。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

項、生活保護費、目、生活保護扶助費。生活保護扶助費につきましては、被保護者の入院等による扶助費の増額です。

○住民課長（野津 史昭）

続いて、予算書は 15 ページになります。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、火葬場費。雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）。続きます項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金。こちらは、いずれも人事院勧告による職員人件費の増に伴う負担金の増額となります。

○産業振興課長（深石 尚志）

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。農業振興臨時管理費は、町内農業事業者、新規就農者へ農業次世代投資事業の経営開始型として、令和元年 4 月から令和 2 年 3 月までの 1 年間、月 12 万 5,000 円、計 150 万円を交付しておりましたが、適切な農業経営を行っていないと令和 2 年 3 月に判断し、交付を 3 月 31 日に停止しました。

このことについて、昨年 12 月に国の会計検査があり、交付停止を行った月、3 月の 1 か月

分は返還対象ではないかと指摘され、その後、会計検査院、県との調整の上、返還を行うこととなったため、返還金を増額するものです。

目、農地費。農業競争力強化農地整備事業は、琴麓・野萱、長谷地区圃場整備事業の国の補正予算に伴う県事業費増による負担金の増額です。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。い〜にゃんPAY利用促進事業につきましては、Aコープ加盟による現金チャージ機を増設するための補助金の増額です。

款、項、商工費、目、観光費。大しめ縄の町ブランド推進事業につきましては、出雲大社神楽殿大しめ縄架け替えに伴うPRポスターの作成などによる増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて予算書16ページ。

款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁総務費。県道等改良負担金は、国の補正予算による上市上工区急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金の増です。

続いて、目、道路橋梁維持費。道路橋梁維持経常管理費は、社会資本総合整備交付金の交付決定による財源変更です。

法面等災害防除事業交付金は、社会資本総合整備交付金の交付決定による小田法面落石対策工の工事費の増です。

続いて、目、道路橋梁新設改良費。町道新市赤名線整備事業交付金、町道頓原長谷線整備事業交付金、町道芦原鋳物屋線整備事業交付金は、いずれも社会資本総合整備交付金の交付決定による事業費の増です。

○防災危機管理室長（田村 剛）

款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人事院勧告による人件費の増に伴う負担金の増額です。

○教育次長（石飛 幹祐）

次に、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費です。小中学校再編計画策定業務は、小中学校再編計画策定のための検討委員会の開催と計画策定にかかる支援業務を委託するための増額です。

次に、予算書17ページ、概要説明資料は5ページをご覧ください。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費。小学校共通臨時管理費は、赤名小学校内に手すりを設置するための増額です。

次に、款、教育費、項、中学校費、目、教育振興費。赤来中学校教育振興臨時管理費と中学校スクールバス整備費は、補助金の金額の確定による財源変更です。

次に、款、教育費、項、社会教育費、目、社会教育総務費。放課後子どもプラン推進事業は、最低賃金の上昇と指導員の増による事業費の増によるものです。

○建設課長（森山 篤）

続いて、予算書 18 ページ。

款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費。現年補助農地災害復旧事業は、7月から8月に発生した農地災害4か所の復旧事業費の増です。

続いて、目、農業用施設災害復旧費。現年補助農業用施設災害復旧事業は、8月に発生した農業用施設災害1か所の復旧事業費の増です。

続いて、項、目ともに公共土木施設災害復旧費。現年補助公共土木施設災害復旧は、7月から8月に発生した河川災害2か所の復旧事業費の増です。

○総務課長（永井 あけみ）

続いて、19 ページ、お願いします。給与費明細書です。説明は次の 20 ページで行います。

ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職について、職員手当を 455 万 3,000 円の増額、職員手当の増加に伴う共済費を 9,000 円増額計上しています。

下の段に職員手当の内訳を記載しておりますが、出生に伴う扶養手当、期末手当、児童手当の増に加え、時間外手当を 378 万 2,000 円増額しています。

各種イベントや行事等が通常どおり実施されていることに加えまして、国の経済対策等によります新たな事業の増加、総合振興計画に沿った新たな事業推進等によりまして増となるもので、これらを見込んで増額するものです。

21 ページには、職員手当の増減額の明細、22 ページには、給料及び職員手当の状況を記載しておりますので、あわせてご確認ください。議案第 71 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 72 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）及び議案第 73 号、令和 7 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 72 号について説明します。

令和 7 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 893 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,532 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出、飯南町長。

次の2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、国庫支出金。補正前の額に898万7千円を追加し、902万6千円。

款、繰入金。補正前の額から5万5千円を減額し、4,669万6千円。

歳入合計。補正前の額に893万2千円を追加し、6億4,532万4千円。

3ページをお願いします。歳出です。款の合計額を読み上げます。

款、総務費。補正前の額に893万2千円を追加し、2,529万7千円。

歳出合計。補正前の額に893万2千円を追加し、6億4,532万4千円。

続きまして、事項別明細書、5ページの1総括。歳入の説明は省略し6ページをお願いします。歳出ですが、補正額の財源内訳は、国庫支出金を増額し、その他特定財源の減額です。

7ページをお願いします。説明資料は6ページになります。2歳入です。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金。社会保障・税番号制度システム整備費補助金。子ども・子育て支援事業費補助金は、ともに交付決定による増額です。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。保険基盤安定制度繰入金は、保険料軽減世帯の減による繰入金の減額。

その他繰入金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定による減額。財政健全化対策事業繰入金は、波及増カット分の繰入金確定による減額。

未就学児均等割保険料繰入金は、保険料軽減世帯の減による繰入金の減額。

産前産後保険料繰入金は、保険料軽減世帯の増による繰入金の増額です。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国民健康保険事業基金繰入金は、保険料軽減世帯の減等による繰入金の増額です。

8ページをお願いします。3歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般管理経常事務費は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定による財源変更です。

目、連合会負担金。各種負担金は、システム改修、令和8年度の子ども・子育て支援金創設の対応による増額です。議案第72号の説明は以上です。

続きまして、議案第73号について説明します。

令和7年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,736万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日 提出、飯南町長。

次の2ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、後期高齢者医療保険料。補正前の額に300万円を追加し、7,513万5千円。

款、国庫支出金。補正前の額に481万8千円を追加し、481万8千円。

歳入合計。補正前の額に781万8千円を追加し、1億9,736万1千円。

3ページをお願いします。歳出です。款の合計額を読み上げます。

款、総務費。補正前の額に481万8千円を追加し、718万7千円。

款、後期高齢者医療広域連合納付金。補正前の額に300万円を追加し、1億8,941万3千円。

歳出合計。補正前の額に781万8千円を追加し、1億9,736万1千円。

続きまして、事項別明細書の5ページの1総括。歳入の説明は省略しまして、6ページをお願いします。歳出ですが、補正額の財源内訳は、国庫支出金及びその他特定財源の増額になります。

7ページをお願いします。説明資料は7ページです。2歳入です。

款、項、後期高齢者医療保険料、目、特別徴収保険料。現年度分は、保険料収入見込額の減額です。

目、普通徴収保険料現年度分は、保険料収入の見込額の増額です。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業補助金の交付決定による増額です。

8ページをお願いします。3歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般管理経常管理費は、システム改修令和7年度の子ども・子育て支援事業創設の対応による増額です。

款、項、目、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入見込額の増による納付金の増額です。議案第73号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第74号、令和7年度飯南町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第74号について説明します。

第1条 令和7年度飯南町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、病院事業収益。既決予定額に27万1千円を追加し、10億5,065万9千円。
第2項、医業外収益。既決予定額に27万1千円を追加し、2億9,812万6千円。
支出。第1款、病院事業費用。既決予定額に345万4千円を追加し、12億3,821万3千円。
第1項、医業費用。既決予定額に345万4千円を追加し、12億2,838万8千円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 給与費。既決予定額に182万4千円を追加し、7億1,692万4千円。

令和7年12月2日 提出、飯南町長。

次のページです。実施計画書です。

1. 収益的収入及び支出。収入です。目について読み上げます。

目、その他医業外収益。既決予定額に27万1千円を追加し、922万8千円。

支出。目、給与費。既決予定額に182万4千円を追加し、7億1,692万4千円。

目、経費。既決予定額に163万円を追加し、2億5,692万1千円。

次のページ、明細書です。

1. 収益的収入及び支出。収入です。目、その他医業外収益については、島根県がエネルギー価格物価高騰対策として実施しているLPガス価格高騰対策による給付金です。

次のページです。支出です。目、給与費です。給与費については、医師の交代があり、一時的に重複する期間がありましたので、それらによる人件費の増です。

目、経費については、当初の想定よりもガス使用量の増加を見込みまして、ガス代について増額するものです。

次のページから予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表をつけておりますが、説明は省略しますので、ご覧いただければと思います。説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、すべての提案理由の説明を終わります。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時24分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第8 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、これより質疑を行います。

はじめに、議案第63号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制

定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

- 4番（高橋 英次） 議長。4番。
- 議長（早樋 徹雄） 4番、高橋議員。
- 4番（高橋 英次） はい。

第63号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例についてお伺いいたします。

まず、この第6条の2ですよね。指定管理者により管理する場合にあっては、と書いてはじまっております。別表の範囲内において指定管理者が町長の承認を受けて定めるものとするがありますが、これは指定管理はもう予定されている。まず最初に、これ指定管理は予定されているものでしょうか。現に。

- 議長（早樋 徹雄） 4番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。
- まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。
- 議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

当初の運用の中では、直営ですね、管理をしようというふうに思っております。必要に応じて指定管理による運営のほうが望ましいということがありましたら、そういったことも考えての想定の上での条文としては盛り込んでおりますが、現状では考えていない状況であります。

- 議長（早樋 徹雄） 4番、高橋議員。
- 4番（高橋 英次） 4番。はい。

そうすると現状では考えておられないということですが、これ場合によっては指定管理をするということもありうるということで想定されて載せておられるということですね。

そういたしますと、例えばですよ。指定管理者が決まって指定管理をするということになった場合、この指定管理者が別表の料金の範囲内で、これは町長の承認が要るわけですが、別表の範囲内で変更すると。例えばですよ。8,000円を5,000円にするとか、4,000円にするとか、下げて、やってみようという指定管理者の考えで、行われたとすると、既存の現在の寮の、月根尾寮に入っておる生徒と納入する額が、そごが生じないかということが起こりますが、これは先ほど言いましたが町長の承認を得てということで、そこはないとは思いますが、そういうことも想定しての設定でしょうか。こういう文言。指定管理者が収入を得て収受すると。その範囲内で変更もできるということはそういうことで理解してよろしいでしょうか。

- 議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。
- まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。
- 議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

制度的にもそういったことが可能性としてはあることも考えられますが、現状ですね、飯南高校の生徒の活用ということで考えておりますので、今あります月根尾寮の料金設定と、今度設置します施設の料金設定、その辺に余りにも乖離することがあってはならないと思いますので、その辺はしっかりと現状見ながら、最終的な処置を判断するようになります。

○4番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 英次） はい。4番。

そうしたことは、この文言、加筆しておく必要はないのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

そちらにつきましては、基本的な設置及び管理に関する条例ということですので、新たに指定管理を定める場合はその管理計画等をしっかりとその辺で定めてですね、提案すると思いますので、そのあたりでしっかりと精査して提案したいというふうに思います。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号、飯南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号、飯南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号、飯南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 67 号、飯南町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、平石議員。

○8 番（平石 玲児） 8 番。

概要説明の資料、見させていただいています。部屋の月額使用料といいますか、これが 1 万 5,000 円から 2 万円ということになっております。

それで、いろいろと部屋の構造なり、広さなり、いろいろ違うと思うんですけど、この料金の設定の仕方の考え方を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

もともとの現状のですね、移住体験住宅が 1 つの家屋に対しての 1 万 5,000 円ということで設定しておりました。確かに料金値上げしているということではありますが、そもそもの設定がですねちょっと安過ぎたんじゃないかというところもありますし、今回、予算のご承認いただいて改修工事もしておりますので、その部分も踏まえて、ほかの町営住宅等の入居料等も比較しまして、2 万円程度妥当じゃないかということで今回設定させていただいております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 68 号、飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 69 号、財産（土地）の取得についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、安部誠也議員。

○5番（安部 誠也） 5番。

ちょっと確認ですけど、県のホームページ見て、降水浸水想定図、広域図ですか。それに、この土地が入ってると思うんですけど、たしか色分けされてオレンジになってるんですけど、その辺は大丈夫なのか、ちょっと確認したいです。

○議長（早樋 徹雄） 5番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

先ほど質問で浸水想定区域に入っているのではないかという、県のホームページのほう、おっしゃられましたけども、実際に浸水想定区域に令和7年3月に県が公表したホームページに入っております。

実際のところが浸水想定区域の高さっていうものがですね、千年に一度の降雨を想定したものであって、現実的ではないと考えているところがあります。

実際には、そういった高さまで来るとも想定はしますけれども、それに合わせて、今の避難計画を加味しながら、今の整備をしていくというところで、話は県のほうにもさせていただいて、やってもいいというような形で話を伺っております。

実際のところ、皆さんも心配されるんですけども、今のその最大値のラインを、一応現状のラインを、今の現況に落としてみましたら、今の県道がありますけど、県道から2メートル以上高いところにそのラインが来てます。実際、県道から2メートル以上高いところまで水位が来ることを想定するときには、本当にすごい大雨で、それまでのところでどうにか避難しないといけないというようなことも考えていく必要があります。

実際にそういう雨が降りうるかどうかということも考える中で、それでもやっぱり浸水想定区域に建設するのは間違いないことでもありますし、最大限その盛土を考慮して、今考えているのは、一番上の最大利用の土地の仕方っていうものも加味もしないといけないところあるんですけども、一番上の田んぼの高さからずっと持ってきまして、今の県道から1.2メートルぐらい高いところ、一番下までいきますと、県道から1.5メートルぐらいまで高いところを計画高として、今、盛土としております。

そういった形で整備を進めるというところも、今、県の補助金もいただきますし、いろんな確認もしていく中で、事前協議もする中で、進めていいということで今進めてきておりますので、千年に一度の雨が明日降るかどうかと言われれば、そういうところはございますけども、今実際のところ、この状況で考えるに当たって、過度な盛土高さをしていくということもどうかと考えておりますし、今の現状、高さ、今の敷地高の高さを出したというところで、ご了解いただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号、令和7年度特別養護老人ホーム建設予定地造成工事（1工区）請負契約の締結についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号、令和7年度飯南町一般会計補正予算（第4号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、安部丘議員。

○7番（安部 丘） 7番。

ちょっと3点ほどお伺いしたいと思います。

まず一つは、農業振興臨時管理費で、農地の農業施設の補助金の返還を求められた件についてでございます。

これは、農業事業者が単独で補助金申請したということではなくて、ある程度町と意識合わせをした上で補助金を申請し、それに対して、補助金が出たという形だと思っております。会計監査で結果的に指摘されたということでございますが、事後での指摘になっております。

で、まずは歳入のほうで、この補助金は農業事業者が返還をするという形になっておるよう理解をしたんですけども、そこで、結果的にはそれしかしようがないんだと思うんですが、農業事業者からは不満というか、そういったものは出ておらない状況なのかというのが一つ。

それから、続きまして商業振興費、い〜にゃんPAY利用促進事業でございますが、チャージ機を設置するとなっております。設置場所及び台数について確認をさせていただきたいと思っております。

それから、同じく商業振興、大しめ縄の町ブランド推進事業費ということで、これはPRポスターの作成ということで事業費を計上されております。決して悪いことじゃなくて、いいことなんですけれども、前々から少し課題だという認識を持っておりますのは、自主事業として、少し検討するべき時期に来てはいると思ってまして、入館料だとか、そういったものを少し取得して、町外からの、例えば入館料、町外からの観光客の入館料等を取付することで、少し自主事業として起こしていくことを考えなければならない時期だと認識をしております。

まして、そういう会話を、実際の大しめ縄の創作館の理事あたりと、そういう会話を進めておられるのかどうか。

また、町は全くそういうことを認識せずに、これはもう無料でやっていくもんだと、サービスの事業としてやっていくんだと、町民の税金を使ってそのサービスがどこまでいいのかというのは、適切である部分も判断をしなきゃいけない部分があるというふうに認識してまして、そのあたりの見解をお伺いしたいです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 7番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

7番、安部議員の質問にお答えしたいと思います。

返還金に対して交付者から不満がないかというご質問ですが、交付対象者につきましては、この返還金について説明をして、対象者からは返還をするということで不満は聞いてございません。以上です。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

ご質問をいただきました。

まず、チャージ機の設置場所と台数ですが、町長も報告の中で申しましたようにAコープが3店舗、い〜にゃんPAYの加盟が決定をいたしました。

予定といたしましては、赤名店のほうを1月の中旬以降、それから来島・エルシーにつきましては、2月中の運用開始ができればと考えております。

設置場所は、それぞれAコープの店舗に設置ができればと思っております。Aコープを利用されるお客様はもちろんですが、個人店ではなかなかチャージしに行きにくいというようなこともありますので、たくさんの方が訪れられるであろうAコープ内、3店舗に設置をしたいと考えております。

台数ですが、今、赤名店につきましては、向かいの衣掛さんのほうにチャージ機置いておりますが、その横に商工会もございまして、チャージをできる場所がたくさんあるということで、衣掛さんに置かせてもらっているチャージ機を赤名店のほうに持っていきまして、それを利用して活用していきたいと考えております。

きじま店・エルシー店につきましては、チャージ機がございませんので、このたび補正の予算を計上させていただいております。

続きまして、大しめ縄創作館につきまして、ポスター、今回補正を計上させていただいておりますが、入館料等を取って自主財源といいますか、そういうことで対応ができないかと

いう問いでございますが、指定管理者、企業組合さんのほうとも、そういったところを、いわゆる収益を上げていくということが必要ではないかということで話をしております。話合いの中ではですね、なかなか入館料となりますと、今、入館されて、作業はご自由に見ていただくようにはしておるんですが、そこでスタッフが説明をすとかですね、そういったことも特にしてないので、なかなか取りにくいというようなお話も聞くわけですが、今ご指摘ありましたように、自主運営についての努力もしていただくべきと考えておりますので、これにつきましても、指定管理者のほうと話を、協議を続けていきたいと考えております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 72 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 73 号、令和 7 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 74 号、令和 7 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第 9、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第 63 号、64 号、同じく 65 号、66 号、67 号、68 号、69 号、70 号、議案第 72 号、73 号、74 号、以上 11 議案。

教育経済常任委員会は、付託はありません。

予算特別委員会は、議案第 71 号、以上 1 議案。以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定いたしました。これで、委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄）

以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会をいたします。

なお、3日、4日は休会とし、本会議の再開は5日午前9時といたします。

なお、一般質問される方は、本日午後5時までに通告書の提出をお願いいたします。一般質問をされない方はその旨、ご報告をお願いをいたします。

ご苦労さんでございました。

午前11時47分散会
